

参考資料②

理事会提出会則改正案の論点と改正案について 【第3回理事会（2017.1.29.）提出資料・一部改訂】

（注）本資料は、第3回理事会（2017.1.29.）に、会則改正案（会則案新旧対照表）原案とともに提出された資料です。

「会則新旧対照表」は条文番号順となっていますが、本資料は、改正案の改正箇所を、今回の会則改正の基本方針3点（1. 学会運営上の要請（円滑な学会運営の強化）、2. ガバナンス・規律の明確化、3. 文言上の修正）に従って分類し、列挙したものです。

第3回理事会の審議により修正された箇所（目的（§2）、役員（§16①）の2箇所）については、（注記）を補筆しました。パブリックコメントの対象資料①「会則新旧対照表」は、この修正を施した後の「理事会案」です。

論点区分	関連条文	論点	改正案
1. 学会運営上の要請			
目的	§2	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO、NGOの概念の多様性、社会的業の台頭及び非営利活動全般を研究対象の視野に入れることを考慮した表現に改める必要性があるのではないか。 ・事業体」としては非営利組織だけでなく社会的企業など営利組織の形態をとるもの、「事業目的」としては「公益目的」「共益目的」のみならず、時には「私益」とさえ見做されるものも包含する表現に改めてはどうか。 	<p>本条のみ2案を提示しているが、その他のお考えを含め各理事からのご意見をお願いします。</p> <p>（注）左記のとおり、「NPO、NGOの概念の多様性、社会的企業の台頭及び非営利活動全般を研究対象の視野に入れることを考慮した表現に改めるべき」との問題提起に基づき2案併記で提案されましたが、第3回理事会では、「より慎重に時間をかけて討議を重ねたい」との考えから今回の改正は見送り、現行どおりとされました。</p>
役員	§16①	理事の上限25名は多すぎないか。理事会の機動的運営に支障がある。	<p>上限20名以内とした。</p> <p>（注）左記のとおり、理事の減員が提案されましたが、第3回理事会では、現行どおり「上限25名」とし、もし減員の必要がある場合は、本規定の運用上対応することとされました。</p>
事業計画及び予算	§29	事業計画及び予算は、多くの非営利組織において定款上会員総会決議事項としているが、一般法人法や特定非営利活動促進法では社員総会	年2回の社員総会を開催することは財政上も事務的にも極めて困難であることを勘案し、報告事項とした。

		承認事項としていない。あくまでも会員は事業の結果である事業報告・決算を審議し、理事の職務執行の是非を判断する仕組みで構築されていること、またこの規定があると社員総会は必然的に年2回開催が必要となる。このような理由から定時総会への報告事項とすることでどうか。	
事業年度	§ 3 1	3月大会時に総会を開催する従前の慣行によれば、3月末決算では、常に1年前の決算承認となり、第30条による3か月以内の承認を満たさない結果となる。これを充足させるためには事業年度を1～12月とするか、定時会員総会を5月又は6月とするかの二者択一となる。どの時期にするかは理事会で討議する結果を待つ	事業年度は理事会審議後決定する。
各種委員会	§ 3 4	委員会と理事会との関係が明確でなく、問題が生じやすいので、明確化してはどうか。	組織運営委員会、学術研究委員会、大会運営委員会、(学会誌)編集委員会、学会賞選考委員会は定款上の常設委員会とし、必要に応じて理事会決議によりその他の委員会が設置できることの趣旨を明確化する。 ・委員は、理事会の決議により会長が任命することとし、理事会との関係を明確化する。 ・また委員会の組織、運営について細則を設けることとする。
2. ガバナンス・規律の明確化			
懲戒	§ 9	懲戒のうち除名は極めて厳しい処分であり、少数の総会出席会員の過半数では、ごく一部の会員で除名が成立してしまう。決議要件を加重すべきではないか。	正会員総数の3分の2以上の決議を除名成立の要件とした。
臨時総会	§ 1 1 (3)	現(3)「監事から招集があったとき」はと、監事の会員総会招集権を規定しているが、監事の会員総会招集権は組織の機関設計としては極めて異例であり、これを削除し、一定の事由がある場合において、会長に対して総会の招集を請求する権利に代えてはどうか。	一定の事由ある場合における監事の会員総会招集請求権とした。なお一定の事由とは「業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則定款に違反する重大な事実があることを発見しこれを会員総会に報告する必要がある場合」

			とする現行第18条第5項第2号を引き継いで、新会則17条第5項2号に規定した。
総会の招集	§12②	要修文	監事の総会招集権を総会招集請求権としたので、請求があったときの会長による50日以内の招集義務に加えた。
議決	§14②	現会則では、議長は最初の投票において議決権を行使し、さらに可否同数の場合採決権を行使することになり、一人1票の原則に反するので改正が必要ではないか。	議長は最初の決議には議決に加わらないことを明記する。
議事録	§15	議長一人の署名では、議事録の信ぴょう性を十分に担保できないので、一般慣例に従って、総会で選定された議事録署名人2名の記名押印を要件としてはどうか。	議長のほか、総会で選定された議事録署名人2名、合計3名の記名押印を要件とした。
役員 選任等	§16 §16の2	・役員はあくまで現行会則10条3項5号により、会員総会の専決事項である。現行会則16条第2項「投票により選出する」という表現は不適切でありあくまで投票により選出された者は候補者であることを明記してはどうか（新会則16条の2第1項）。 ・現行会則16条6項「監事は会長が委嘱し」は、ガバナンス上問題ではないか。	・投票により選出された者は候補者であることを明記する外、「選挙管理委員会」も「理事候補者選挙管理委員会」と改める。 ・監事は「理事会が推薦し」と改める。 以上を改正し、必要な修文を行った上、さらに「役員の種類及び人数」と「選任手続き」を二つの条に分ける。
役員の任期	§18①、②	「2年とし」は任期の始期と終期が明確でなく極めて曖昧な表現であるため、明確化してはどうか。	一般法人法や会社法の規定に倣い、始期と終期を明確化した。
開催	§24① §24②	理事総数の5分の1以上の理事から請求があっても会長が理事会を招集しない事態を想定する必要はないか。 監事請求に対し会長が招集しなかったときに備える規定は必要ないか	・請求した理事の直接招集権を規定する。 ・第2項を設け、監事請求があったときに会長は理事会を招集しなければならないことを規定する。
議決等	§26③	会員総会議事録同様複数署名とすべきではないか	議長のほか、理事会で選定された議事録署名人2名、合計3名の記名押印を要件とした
3. 文言上の修正			

会員	§ 4①(1)以下 全関連条文	要修文	従来「個人会員」としていたすべての条文において「正会員」と改める。
会員細則	§ 4②	入退会手続きなど詳細を規定する会員細則を設けてはどうか	会則下位規程として「会員細則」を設ける
会費	§ 7①	会費の変更可能性も考慮し、会則変更によらず変更できることとしてはどうか	会費は「会員細則」に規定し、会則からは削除する
定時総会	§ 10①	要修文	「毎年1回総会を～」を「毎年1回定時総会を～」に改めた。
	§ 10③	現会則10条第3項では「本会則で定めるもののほか、以下の事項について議決する」と規定しているが、その3号(1)～(6)はすべて会則で規定しているので、「本会則で定めるもののほか」には該当しないため修文が必要ではないか。	<p>「本会則で定める以下のもののほか、本会の運営に関する重要事項について議決する。」として、規定の矛盾を解消した。</p> <p>また、併せて以下の条項について削除又は追加若しくは変更規定の箇所を変更した。</p> <p>① 会則の変更に伴い削除乃至追加したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現(3)の「事業計画及び収支予算」については総会への報告事項とするため削除(第29条改正理由参照)。 ・現(6)の「会費の額」は新たに制定する「会員細則」において規定するため削除。 ・現(2)の解散は規定がないので、新3項本文に吸収する。 ・会員の除名は総会決議事項であるため追加 ・「会員細則」の制定、改廃を総会決議事項としたため(改正会則第4条第2項)追加。 <p>② 現会則で規定されていないが、ここに記載されていない議決事項として「顧問の承認」(改正・現会則とも第17条)が規定されているためこれを追加。</p> <p>③ 現(7)の「その他運営に関する重要事項」は本会則</p>

			で定める具体的な事項ではなく、その都度重要と判断される事項であるため、新3項本文に規定する
役員の職務	§ 17③	常務理事の職務として「事務を分担する」は表現として軽いのでは。	「業務を分担する」と改める。
	§ 17⑤2号	§ 11③の改正（監事の総会招集請求権）による修文	「会長に総会の招集を請求することができる」とした
	§ 17⑥	顧問は役員ではないので、役員の職務を規定する本条で規定するのはいかがか。	17条から外し、別条文（§ 20）で規定した。
解任	§ 19	要修文	顧問の解任は役員の解任と別条文（§ 20）に規定した。
議長	§ 20	役員改選後第1回の理事会で会長等を選定する場合、そもそも会長・副会長が事故というよりは不在であるため、当該理事会の議長を理事の中から選定できるようにする必要があるのではないか。	「事故あるとき」を「事故あるとき又は不在のときは」と修文する。
電子メール等による決議	§ 27	手続規定など詳細が規定されており、会則としてふさわしくない。会則に委ねてはどうか。	現会則第1項と第6項を改正会則に規定し、その他の項については、新設する細則にその他の必要な事項とともに規定する。
その他	§ 3、5、6、 16、24、30	「又は」「若しくは」「場合」「とき」「置く」「箇所」など法令用語のルールに従ったらどうか	法令用語の使い方に準拠して修文した